

藤枝市勤労青少年ホーム使用許可条件

- 許可された目的以外に使用することはできません。また、その権利を他人に譲渡もしくは転貸することはできません。
- 使用者が建物・設備・備品等を破傷し、又は滅失したとき、もしくは原状回復の義務を怠ったときは、損害賠償を請求することがあります。
- 必ず使用前までに使用料の支払いをお願いします。
- 既納の使用料は原則的には還付しません。ただし、使用日の5日前までに申し出があったものに限り、使用料の一部を返金できる場合があります。
- センターの職員が管理上必要であって、立ち入りを求める場合は、これを拒むことはできません。
- 収容人員は、定員を超えないでください。
- 他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる物品・動物の類を携帯し、または連行しないでください。
- 施設内に置いて許可無しに、物品を展示・販売またはこれらに類する行為をすることはできません。
- 敷地内は禁酒・禁煙です。体育室・集会室は火気厳禁です。
- 利用後は必ず清掃し、原状回復してお返してください。ゴミはお持ち帰りをお願いします。
- 駐車場での事故は一切責任を負いません。
- その他管理上必要な指示に反する行為はしないこと。
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合は退場していただきます。

〒426-0023 静岡県藤枝市田中 3-7-45

藤枝市勤労青少年ホーム

TEL 054-644-7922

FAX 054-644-7922